



平成25年 5月22日

災害の発生に備えて 通行規制(遮断機操作)訓練を実施します

～ 豪雨等（連続雨量250mm以上）に備えて ～

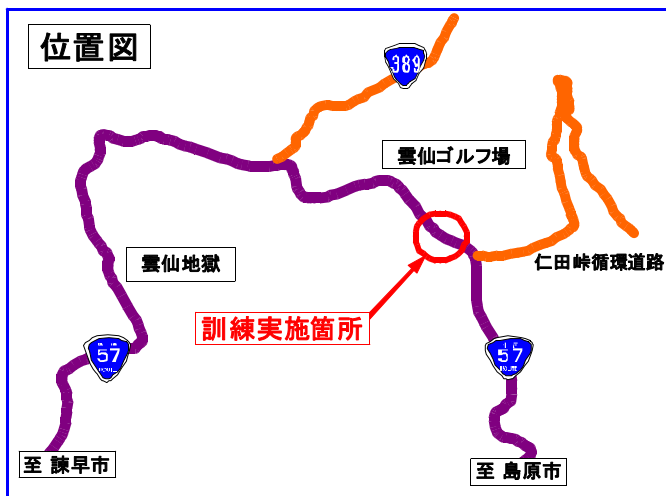
国土交通省長崎河川国道事務所が管理する国道57号の雲仙地区における事前通行規制区間【豪雨時に災害発生の恐れが高い区間】において、大雨時等に通行止の必要が生じた場合に迅速に道路を遮断し人命の安全を図ることを目的とした通行規制（遮断機操作）訓練を実施します。

また、別紙1の通り迂回路マップをリニューアルしたのでお知らせします。（長崎河川国道事務所ホームページにも掲載中です。）

※長崎県内の国土交通省が管理する道路で、事前通行規制区間が2カ所存在します。当該区間を一般の方々に知って頂くために是非取材にお越し下さい。

なお、当日取材していただく記者の方々用の駐車場を用意しておりますので、取材に来られる際は事前に電話にてご連絡願います。

- 日 時 平成25年 5月29日（水）
14：00～15：00 遮断機操作訓練
- 場 所 国道57号 雲仙市小浜町大字雲仙字池ノ原
（雲仙ゴルフ場前）
- 参加人数 約25名（長崎河川国道事務所職員他）
- 訓練内容 情報伝達訓練及び遮断機操作訓練

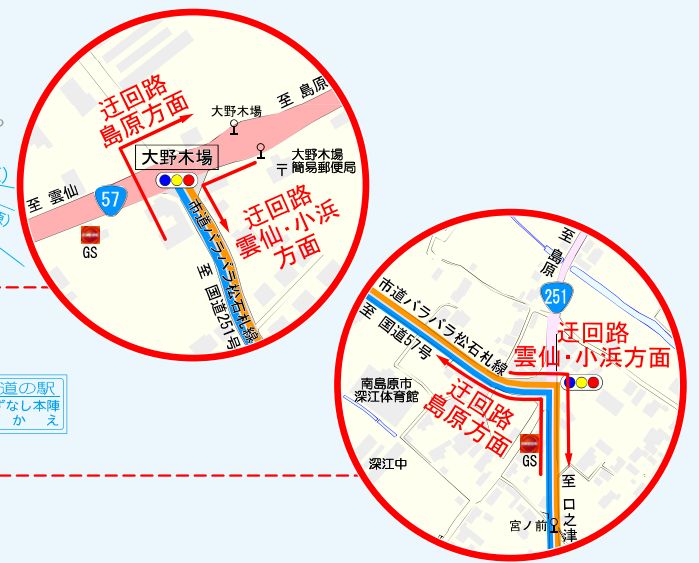
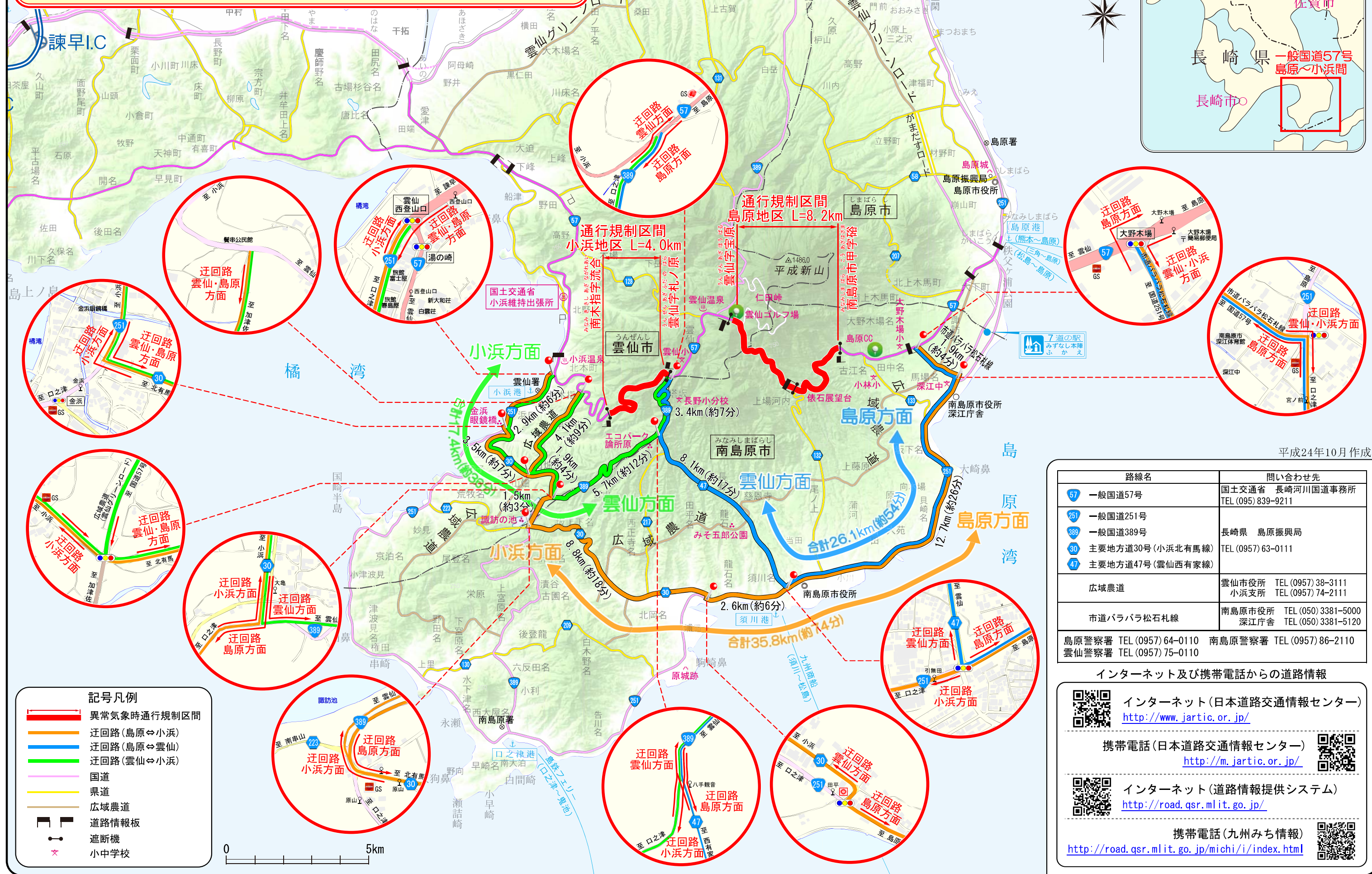


【問合せ先】 国土交通省九州地方整備局 技術副所長
 長崎河川国道事務所 技術副所長
 道路管理第一課 課長
 電話 095-839-9211 (代表)

たのうら ほうせい
 田浦 峰星
 かどがき かずひで
 門垣 和秀

一般国道57号 島原～小浜間通行規制について

連続雨量が250mmに達した場合は、通行規制区間(小浜地区4.0km及び島原地区8.2km)が通行止めになります。



平成24年10月作成

路線名	問い合わせ先
57 一般国道57号	国土交通省 長崎河川国道事務所 TEL (095) 839-9211
251 一般国道251号	長崎県 島原振興局 TEL (0957) 63-0111
389 一般国道389号	長崎県 島原振興局 TEL (0957) 63-0111
30 主要地方道30号(小浜北有馬線)	長崎県 島原振興局 TEL (0957) 63-0111
47 主要地方道47号(雲仙西有家線)	長崎県 島原振興局 TEL (0957) 63-0111
広域農道	雲仙市役所 TEL (0957) 38-3111 小浜支所 TEL (0957) 74-2111
市道バラバラ松石札線	南島原市役所 TEL (050) 3381-5000 深江庁舎 TEL (050) 3381-5120
島原警察署 TEL (0957) 64-0110	南島原警察署 TEL (0957) 86-2110
雲仙警察署 TEL (0957) 75-0110	

インターネット及び携帯電話からの道路情報

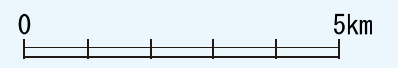
インターネット(日本道路交通情報センター)
<http://www.jartic.or.jp/>

携帯電話(日本道路交通情報センター)
<http://m.jartic.or.jp/>

インターネット(道路情報提供システム)
<http://road.qsr.mlit.go.jp/>

携帯電話(九州みち情報)
<http://road.qsr.mlit.go.jp/michi/i/index.html>

- 記号凡例**
- 異常気象時通行規制区間
 - 迂回路(島原⇄小浜)
 - 迂回路(島原⇄雲仙)
 - 迂回路(雲仙⇄小浜)
 - 国道
 - 県道
 - 広域農道
 - 道路情報板
 - 遮断機
 - ★ 小中学校



事前通行規制区間について

■事前通行規制区間とは

大雨等による土砂崩れや落石等の恐れがある区間について、過去の記録などをもとに、規制の基準を定めて、災害が発生する前に「通行止」を実施し、道路を利用される方の安全を確保します。

■長崎河川国道事務所管理区間における事前通行規制箇所

区 間	延長	規制条件	雨量観測所	危険内容	担当出張所	指定年度
① 南島原市深江町甲字 ^{はざま} 碓 雲仙市小浜町雲仙字宝原 ^{ほうぼる}	8.2km	連続雨量が250mmに達した場合	俵石	土砂崩壊 落石	小浜維持出張所	S48
② 雲仙市小浜町雲仙字札ノ原 ^{ふだのほち} 雲仙市小浜町南木指字流し合 ^{みなみきさし ながれあい}	4.0km	連続雨量が250mmに達した場合	札の原	土砂崩壊 落石	小浜維持出張所	S48

